

消防局・消防署への届出書類等の郵送について

◆ 郵送で対応可能なもの

主なもの	対応窓口	
	消防局	消防署
消防用設備等点検結果報告書		●
防火対象物点検結果報告書		●
防災管理点検報告書		●
自衛消防組織設置(変更)届出書		●
防火・防災管理者選任(解任)届出書		●
消防計画作成(変更)届出書		●
統括防火・防災管理者選任(解任)届出書		●
全体についての消防計画作成(変更)届出書		●
自衛消防訓練通知書 【※職員派遣や資器材貸出を伴うものは除く】		●
改修(計画)報告書 【※取扱部署の事前確認をお願いします】	●	●
禁止行為の解除承認申請書		●

◆ 郵送で対応できないもの

主なもの
消防法令適合通知書交付申請
危険物施設許可申請等(手数料が発生するもの)
上記以外(禁止行為解除承認申請は除く)のその他の申請

※上記に記載されていない届出等の郵送対応の可否については、担当窓口へお問い合わせください。

◆ 送付先及びお問い合わせ

【窓口名称】	【郵便番号】
【電話番号】	【所在地】
川越地区消防局 予防課	350-0823
049-222-0744	川越市神明町48番地4
川越北消防署 指導課	350-0823
049-226-7290	川越市神明町48番地4

川越中央消防署 指導課 049-242-1194	350-1124 川越市新宿町2丁目14番地7
川越西消防署 指導課 049-231-1197	350-1108 川越市伊勢原町5丁目3番地
川島消防署 指導課 049-297-1979	350-0131 川島町平沼888番地

◆ 郵送による届出の構成

各種届出書(正本)	1 部
各種届出書(副本)	1 部
副本返信用封筒	1 通

※入れ忘れにご注意願います。

◆ 注意点等

※ 届出者の記載漏れや必要書類の添付漏れ等がないように確認してください。
※ 各種届出書の内容について確認するため、消防局・消防署(以下、「消防局等」という。)から連絡する場合がありますので、各種届出書に関して対応可能な方の氏名、連絡先を記入してください。
※ 副本については、受付印を押印して返信いたします。
※ 返信用封筒は、返信する副本の重さや大きさに応じて、返信に必要となる料金分の切手を貼付してください。
※ 予め宛名をご記入ください。
※ 郵送による届出は、持参による届出と比べると、不明な点をその場で確認できないため、受付や返信の手続きに時間を要する場合があります。発送は、余裕を持って行ってください。
※ 郵送方法については任意ですが、消防局等に郵送物が届かない場合、消防局等では責任を負いかねますので予めご了承ください。 また、郵送事故等による書類の紛失を防止するため、簡易書留等、配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。

その他、ご不明な点はお問い合わせください。